



## コロナ禍でも人権侵害を 「当たり前」にしないために…

理事長 水田 雅博

### …残暑お見舞い申し上げます…

2021年の京都の夏は、「地球温暖化」や「コロナ禍」など様々な要因で一段と厳しさを増しております。新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、既に1年8ヶ月目を迎えました。この間、最前線で日夜休む間もなくご奮闘を重ねておられます医療従事者をはじめとする関係者の皆様方に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

### …新体制で第一歩…

こうした時期におきましても、朝田教育財団は、2021年度の歩みを進めております。役員改選期の年度でもありますので、理事会・評議員会も感染対策をとりながら開催させて頂き、新たな第一歩を踏み出すことが出来ました。

これもひとえに会員の皆様を始め、財団に対しご支援を頂いております多くの方々のご理解・ご協力の賜物であると存じ、心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

今年度は、当財団の運営にご尽力頂きました4人の評議員の皆様がご退任されることとなりました。皆様方には、永年にわたり大所高所からご指導を賜るなど大変なお力添えを頂きましたことに心から感謝申し上げます。そして、新しく7人の評議員をお迎えし、新体制が整いました。新たな評議員の方々は、

教育職・行政職・企業経営等の立場で豊富な経験を積まれた方を始め、財団奨学生の先輩として社会でご活躍されておられる若い世代の方など女性3人を含む皆様でございます。皆様には、新たな視点から当財団の事業に対し、新鮮な風を吹き込んで頂けることと期待いたしております。

### …「コロナ禍」での財団の使命…

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、春の桜の季節に「第4波」を迎え、3回目となる「緊急事態宣言」が多くの都道府県で発出され、6月下旬まで続くこととなりました。7月には12日から東京都に「緊急事態宣言」が発令され、埼玉、千葉、神奈川、大阪に発令されていた「まん延防止等重点措置」、沖縄県の「緊急事態宣言」も延長されました。

その後、感染者の急増・拡大に伴い、8月2日からこれまでの沖縄、東京に加えて埼玉、千葉、神奈川、大阪にも、「緊急事態宣言」が8月31日まで発令されました。また、「まん延防止等重点措置」が、京都、北海道、石川、兵庫、福岡に8月31日まで発令されました。

その経過におきましては、特別措置法の改正案を成立させ、新型コロナウイルス対策を「期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組み」として、違反した場合に過料を科す「まん延防止等重点措置」が制度

化されました。そして、感染者数の下げ止まりや重症患者・病床使用率など厳しい状況の中で「まん延防止等重点措置」の適用から「緊急事態宣言」の発出へと変遷する流れは、決して分かり易いものではありませんでした。

ワクチンの接種が進む中でも新型コロナウイルスは、「アルファ株」や「デルタ株」（イギリスやインド等の国名を使わなくなりました。）と言われる変異株の感染拡大に予断を許さない状況が続きます。私達は、引き続き咳エチケットや手洗い、マスク着用などとともに「三密（密集、密接、密閉）の回避」に努めなければなりません。

「コロナ禍」は、京都のまちから外国人を含めた観光客や修学旅行生の姿を消してしまいました。これまで、好調であった飲食業界では、徹底した感染症拡大防止策を講じながらも、「休業」や「営業時間短縮」の要請を受け、危機的な状況に陥っています。他にも京名菓やお漬物・お茶などのお土産業界をはじめ交通機関など同様の窮地に立たされています。

「人流の抑制」などの影響による経済の停滞は深刻です。また、「働き方改革」や「新しい生活様式」という変化への対応も求められ、私達は、大きな試練を突き付けられています。

一方、家電や流通業界をはじめ、ネットワーク関連業界は「空前の利益」を上げていることが報じられています。京都のおきましても「巣ごもり」需要で「あつ森」に代表されるゲームソフトの人気により、過去最高益の決算という企業もあり、「コロナ禍」の中で「資本の集中と集積」という経済上の変化が進んでいることが伺えます。

こうした中で、やはり社会的に弱い立場の人々への影響が大きいということを考えさせられます。社会が経済的に厳しくなればなるほど非正規雇用の労働者や女性、障害のある方々が不利な状況におかれます。

例えば、「ひとり親家庭」とりわけ母子家庭では、非正規雇用に従事する方が5割と言

われ、経済的基盤が弱く厳しい環境にある上に「コロナ禍」の影響を受け、就労の機会を奪われるなど不安定な生活を強いられていることが報道でも明らかになっています。決して「個人」に責任があるのではなく、「社会」に起因するものがあると考えます。今、直面している「新しい生活様式」への対応がこうした人々の雇用の機会を保障できるシステムに変化しない限り、「コロナ禍」を克服したとは言えないと思います。

一人ひとりが幸せに生きることへの大きな壁が「社会」の側にあると言っても過言ではございません。「コロナ禍」の影響の中で「人権が侵害されている」という状況が目の前に現れています。このようなことを「当たり前」にしないこと…ここに朝田教育財団の担うべき社会的使命があるのではないかと存じます。

今、何をすべきか？ その方向性などを考えます時、皆様とともに改めて朝田善之助初代理事長の闘いの軌跡を思い起こし、その根底に流れる理念を脈々と受け継いでこられた先輩方の言葉に触れたいと存じます。

「朝田委員長は、自ら部落解放運動に取り組む中で、運動を巡る状況が厳しければ厳しいときほど理論的な発展を提起されました。」

「自らが水平社創立に関わりながらも『水平社解消意見書』を出し、水平社運動の停滞を打破されています。」

「『部落委員会活動』を提起し、その後の運動の発展を条件付けておられます。」

「戦後いち早く部落解放運動の再建に取り組み、1957年の第12回全国大会では、『日常生活起する問題で、部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である』という『差別の命題』を提起され、併せて『封建遺制と部落問題－位階制の意義と役割について』を執筆し、当時の部落差別のとらえ方を巡る混乱を理論的に整理されています。」

等々、一貫した信念の中に伝統を継承されながら発展に結びつける大切さを学ぶことが

できます。

そして、「部落には、不景気の影響は一番に、好景気の影響は最後にくる。」とこれも朝田委員長の言葉です。景気が悪くなれば一番に失業を迫られ、逆に良くなると最後に雇われる様な社会的存在ということです。

「コロナ禍」にあって、非正規雇用労働者、女性や障害のある方々が置かれている状況と同様の現象となって現れております。

また、かつて後藤農次先生（京都文教大学副学長）は、著書『民主主義と同和問題』の中で「封建的なものを一切なくし、民主社会を達成することがすべての人の利益になる」という立場から、そして、民主主義のルールでいえば一番圧迫され差別されている人々の問題から取り組むことがルールになっており、だから部落問題の解決こそ第一に取り組まねばならない課題とされているのであり、そこに部落問題が国民的課題とされている意味があることをお互いに確認したいと思う。」と述べられていました。

本当の意味で「コロナ禍」を克服するためには、後藤先生の言われる考え方に立ち、感染源対策と感染拡大防止対策を前提として社会的に弱い立場に置かれている人々への支援を行うという基本的な立場がここにあるのではないのでしょうか。

朝田教育財団としても、共通した大きな「壁」を克服するためにも、厳しい社会状況であるからこそ様々な支援活動や事業の推進に邁進し、差別のない民主主義の確立に向けて努力していかなければならないと考えています。

### …着々と周年事業を！…

さて、当財団の奨学生ですが、今年の3月末に2人が大学を卒業し社会に巣立っていきました。財団だよりの前号の「奨学生の近況」に掲載されていますが、教職の道を選択した方もおられます。部落問題の解決に有為な人

材として活躍してくれることを期待しています。また、それに続く人が一人でも多く現れることを願っています。

一方、現在の奨学生は、1人となっています。奨学生の募集につきましては、これまでから京都府内の大学等に積極的に資料提供等を行っておりますが、私自身も京都市教育委員会指導部の進路指導担当者と意見交換を行い、朝田教育財団の奨学生募集の趣旨を伝えながら、掘り起こしに努めているところであります。

また、今後の奨学生の皆様に厳しい社会を逞しく乗り越えて頂くためにも、部落問題解決に資する有為な人材の育成を進めるためにも「周年事業」として、奨学金の「一部返還免除制度」の導入を進めてきました。皆様にもご協力をお願い申し上げます。

今年度は、財団設立40周年であります。翌2022年度は、朝田善之助初代理事長の「生誕120年」という記念すべき年であり、全国水平社創立100周年とともに「朝田善之助記念館」設立5周年を迎える年でございます。現在、その全てを記念して執り行う「周年事業」の準備も担当理事をはじめ関係各位のご協力の下、着々と進められています。「朝田善之助記念館」の史資料の整理も「公開」に向けた準備が整いつつあり、こうした史資料が活用された研究活動が展開されることも楽しみです。

「コロナ禍」の影響で、多少の日程の変化はございますが、ワクチン接種も進む中、「朝田善之助記念同和教育研修会」や「奨学生の集い」等々を着実に実施して参ります。

結びに、新たにご就任頂きました評議員の皆様とともに差別のない「真に豊かな社会」の実現に向けた事業推進に邁進して参りますので、会員の皆様をはじめより多くの方々のご支援をよろしくお願い申し上げます。

# 『京都から，人権を考える ～同和問題の視点から～』

評議員 山本 崇記

## 部落問題理解の悪循環

部落問題は、非常に分かりにくいと言われている。その大きな要因の一つは、具体的に人と地域に言及することが難しいからだ。それらを特定することそのものが、差別被害を生むと考えられているからである。近年、インターネットなどにおける「アウトティング」と言われる、「部落暴き」が横行している。どこに部落があり、誰が部落民かを、勝手に、摘示するということである。

一方で、人と地域を念頭に置くことで、部落問題は具体性を帯びる。それができにくい社会になっているという部分が、部落問題理解の「空洞化」を生んでいる。部落差別解消推進法という法律が2016年12月に制定された。法律ができた意義はあるものの、人と地域に言及してはいけないう流れに拍車がかかるだろう。

さらに、2018年12月に、法務省が、インターネット上での部落に関する情報の摘示を「違法」とする、踏み込んだ通知を出した。ますます部落問題、部落差別というのは見えにくくなる、分かりにくくなるという逆説的な効果がある。人権を守るという点で大事な傾向ではあるが、それが本当に部落問題の理解につながるかというと、難しい面もある。これが、部落問題理解を阻む「悪循環」を生んでいる。

## 部落差別解消推進法と6条調査

この法律の目的では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とされている。国のレベルで、部落差別が未だ残っているということが明記されたこと、インターネットという文脈が念頭に置かれたという点が特徴である。

国のレベルで同和問題に取り組む法律は、2002年に失効した。その後、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」で同和行政を整理したのが2009年だった。この15年間、2002年から2016年ぐらいまでの間というのは、部落問題に法的なレベルで対応するための根拠が大きく失われ、部落問題そのものに非常に言及しづらくなってきた。

同法第6条では、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」とし、いわゆる「6条調査」として、報告結果を2020年6月に出した。

参議院法務委員会の附帯決議「部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」に強く影響を受けた調査だったという印象だ。国レベルでは、人と地域を特定することのリスクを回避したい

ということであり、差別事例、差別事案を地方自治体から収集する形を取り、特定地区の生活実態調査をしないということであった。

インターネット上の部落差別に係る調査では、部落はどこかということを知り、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数あるという結果になった。特定のウェブサイトへの集中傾向、差別的な意図で閲覧しているとうかがわれる者が一定数存在するという結論でもあった。

同和全般・部落全般に対する誹謗中傷、あるいは、具体的な地域を特定したものがあるということ、また、結婚・交際という点で、偏見や差別が依然として残っているという指摘もされている。

法律の趣旨であったインターネットに関するものについても、同和地区に関する情報があふれていることを認めた。国がこのような調査を行い、部落問題は未だ解決していない、あるいは新しい形として現存していると明言したことには意味があったと言える。

## インターネット上の問題

インターネット上での人権侵犯事件が増えている。増減はあるものの、一定の割合を占めているのはプライバシー侵害であり、違法性を問えない。一つの懸念事項である。同和地区の情報の摘示が野放しになって対応が遅れている部分である。同法は、理念法なので、具体的に起こっている差別を規制する法律ではない。

また、ネット社会の中で起きている人権侵害に、被害者も気づきにくい。無自覚のままである場合がある。情報が消えない、消せない

いという性格もあり、非常に深刻である。

## ヘイトスピーチ

近年の差別事象の中の特徴的な事案・事象としてヘイトスピーチがある。ヘイトスピーチ解消法が2016年6月に施行し、街頭でのデモは減ってきているという状況にはある。一方で、ヘイトスピーチに関するインターネット上での人権侵犯、こちらは非常に増えているという状況がある。

ヘイトを目的とした公共施設の利用を制限するガイドラインが、京都府、京都市ともに、2018年にできている。非常に意味のある取組だったと思うが、状況が変わってきている。インターネットに対して効力がない。

さらに、京都市では、選挙活動を通じたヘイト事案が、2019年4月にあった。政治活動を通じてヘイトを撒き散らすという形も出てきている。デモそのものに対しても効力は発揮しない。公的施設の利用制限より、もう少し踏み込んだ規制がヘイトスピーチに関しても必要だ。

デモそのものを規制するというわけでもないし、インターネットや選挙活動を通じたヘイトスピーチというのは、まだ「野放し」になっているので、非常に懸念される。

京都駅の南側にあった京都朝鮮第一初級学校が、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」という団体の襲撃を受けた事件が、2009年12月にあった（2010年1月、3月も含めて計3回）。

京都地裁判決が2013年10月に出て、日本で初めてヘイトスピーチが法的に裁かれた。しかし、残念ながら、京都在住の実行者が、同じ場所でヘイトスピーチを繰り返すという事案が2017年4月に起きている。

先日、大阪高裁で刑事裁判控訴審判決（2020年9月14日）が出た。最高裁でも上告棄却の決定が出され、判決が確定したが、「名誉棄損」という、2009年の事件では侮辱罪であったのに対して、名誉毀損罪というより重い罪で処罰された。それ自体は喜ばしいことだが、名誉棄損を認めつつも、「拉致事件の事実関係を明らかにする公益目的もあった」という趣旨は否定されなかった。

2009年と2010年と続いた朝鮮学校襲撃事件に関する民事裁判の京都地裁判決が出たのは2013年であった。京都朝鮮学園が訴え、約1200万円の損害賠償が認められた画期的な判決だった。今回、京都地検が朝鮮学校をめぐるヘイトを名誉棄損という形で問題視し、刑事裁判で罪が問われたことは一つの前進だった。

## 法務省による通知

前述したように、2018年12月、法務省からは「依命通知」が出ている。非常に踏み込んだ内容だ。インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理についてという趣旨で、インターネット上で差別が起きていることを踏まえている。特定の者を同和地区の居住者・出身者等として識別すること自体が、不当に差別されない法的利益等を侵害するものとしている。

さらに踏み込んで、特定の者に対する識別ではなくても、特定の地域が同和地区である、またはあったと摘示する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性があるものとした。

法務省が踏み込んだことは歓迎したい。とはいえ、この通知が出たからといって、差別的な投稿が削除されたり、インターネット上

の摘示情報が即座になくなったりするわけではない。あくまで法務省（法務局等）が削除要請しやすくなるという程度だとも言える。国レベルで差別規制に前向きになっていることは、地方レベルにも少なくない影響を与えるだろう。自治体が先進的に取り組んできた経過もあり、これを受けて、国の法制度が改善される必要もある。

この通知の背景には、『全国部落調査復刻版出版事件』がある。同和地区や隣保館の一覧をネット上にアウティング（暴露）するものである。かつて、被差別部落の地名をまとめた「部落地名総鑑」という冊子体を、企業が購入し、採用に利用していた事案が1975年に大きく問題となった。法務省が回収し廃棄してきたわけだが、別の形でネット上に再出現していると言える。

自ら出自（ルーツ）を名乗る「カミングアウト」がある一方で、第三者が一方的に暴露する「アウティング」があり、まったく異なる。被差別部落出身者が同上の情報の削除を求めて提訴している。

法務省は、明らかにこの案件を想定して依命通知を出し、部落差別解消推進法よりも一歩踏み込んだ対応に入っている。

これまで話してきたヘイトスピーチと部落差別に関する法律は別々に作られており、別のことだと思われがちだが、そうではない。女性、セクシュアルマイノリティ、被差別部落、障害者、どの属性もヘイトスピーチの対象になる。

## 差別という現象について

差別の舞台がネットに移行し、差別する者が匿名化し、潜在化していった。それから既に20年以上が経つ。いま、差別を行う者が堂々と地域に現れ、具体的にマイノリティを眼前にし、直接的・攻撃的な差別が頻発している。ときに、ユーチューブやニコニコ動画などにリアルタイムで中継し、拡散するという時代になってしまっている。

「新しいレイシズム」という考え方がある。人種的・生物学的な優劣を強調するものが「古典的レイシズム」であり、ナチズムやファシズムが挙げられる。一方で、生活保護に関する報道でも見かけるが、「あいつら不当に得してるんだ」、「差別はもうないのに、弱者の顔をして、行政から様々な利益を引き出している」といった「逆差別」感情が、「新しいレイシズム」と言われている。

様々な事象に共通するものである。熊本県のハンセン病療養所に対して行われた大量差別はがき事件、京都朝鮮学校襲撃事件、そして、神奈川県での障害者施設殺傷事件などが、該当する。強調したいのは、これらは、一部の異常者の行動ではないということである。

我々の中にある差別意識にどう向き合うかが大切である。コロナ禍になって、私たちはようやくそのことに気付き始めている。差別する側にも立つし、される側にも立ち得るということを確認したい。

コロナ禍で可視化されたことではあるが、自分たち自身も、差別する側、される側としての「当事者」であり、そのような教訓は最低限導き出したいところだ。差別事案を、一部の異常者の行動というふう考えるのは非常に危険だ。我々の中にある感情と地続きで

あると考えるべきだろう。

## 部落差別を考える

部落問題に関しては人と地域に言及することで、アウトイングになる部落暴きが横行しているのが現代である。地名や苗字、個人の素性まで悪意的に暴露する、匿名・非匿名の情報発信が散乱している。部落の子どもたちが自らの出自を知るのは、こういう歪んだ不正確なネット情報を通じてであることが、被害という点で、非常に危険である。もちろん、加害者になり得る人たちにとってはさらに危険な環境ができてしまっている。

一方で、個人情報やプライバシーの保護の重要性もあり、教育や啓発の場では、具体的な人や地域に触れることはNGとなる。そのため、部落問題を理解するための具体性が失われていく部分もある。

そうすると、教育・啓発というのはやはり「空洞化」していく。ますます、「部落問題って一体何？」となる。部落に関わる情報はできる限り、抽象化し、人と地域に言及してはいけないということになる。

その場合、部落問題を知りたいという「良心的」な関心の行方はどうなるのか。当事者による情報発信が極めて重要となってくる。

大事なのは、そのような場面を、いかに安全に作り出し、支えていくのかということである。ただし、「知る」とか「耳を傾ける」といった程度では十分ではないし、当事者の苦勞から感動を得るということだけでも十分ではない。

京都市の被差別部落に関して、ネット検索してみると、「日本最大のタブー」「同和リアル」「警察沙汰！」とか、センセーショナルな見出しが散見される。単純に、閲覧数を稼

ぎたいという思惑が見え隠れしている。とはいえ、私としてはやはり人と地域に言及することの大切さを強調したい。

部落問題の新たな語り方の模索は既に存在する。当事者の語りや「アライ (ally)」と言われる伴走者の語り、というのは非常に豊かになってきている部分もある。

例えば、滋賀県の靴づくりは、「部落産業」と言われてきたが、職人が高齢化し、伝統が失われかけていた。しかし、新たなブランディングが功を奏し、継承者が現れた。被差別部落や部落問題という切り口でなくても、私たちの生活に欠かせない靴の生産を担っていた地域の歴史を大切に、現代的に価値を高めることを通じて、その存在を知ってもらうことはできる。

つまり、「ブランディングを通じて部落の伝統的価値の向上を図り共有する」ということも、具体的に人や地域に触れる方法だと言える。

京都市でも、「この町が好きだから」と、まちづくりを通じて積極的な情報発信をしている地域がある。やはり、この町が好きだと堂々と言える時が来ないといけない。隠さなくてはならない、言うのが憚られるというのは、部落差別が存在している状態である。誰でも故郷を堂々と、あるいは、さりげなく、言及できて当たり前である。まちの情報をポジティブに発信し、さらに他者と共有していくことが、まちづくりとして、大切なのではないか。

そして近年、「アライ」という言葉が、LGBTの取組の中で言われるようになってきた。他人（弱者）を思いやりましょうという日本型道徳教育ではなく、もう一歩進んだ教

育や啓発のあり方に対して示唆的な趣旨を含んでいる。自らのマジョリティ性を知り、自分を変えられる謙虚さや適切な行動選択のできる人づくりが非常に大事になってきている。

特に、人権問題に関しては、「私はいいことをしている」とか、「あなたはなぜそれを知らないのか」とすごんでしまったら、高圧的となる。マイノリティにとっても「ありがた迷惑」になってしまうときがある。これはあらゆるマイノリティに関わる課題に共通している。

使命感に燃え、無知なマジョリティに高圧的な態度を取り、マイノリティに過介入する。そして、優越感や解決主義に陥る。このような態度を慎重に排しながら、当事者とともに歩いていく。一つ一つ人や地域と接してみても一緒に考えていくという行動選択をしないと、よい答えは出ない。

かつて「被差別」と表現してきた地域が、もう被差別という言葉を使わずに、〇〇町や〇〇村など、あたりまえの地域名で呼び合えて、かつ、当たり前「この町が好きだ」と言える状態を、共に作っていくには、「アライ」に関する議論が提起する、マジョリティ性の捉え直し(社会的アイデンティティの再構築)が必要であるだろう。それは、社会的公正教育とも言われ、既存の人権教育を刷新するものとして注目しているところである。

\*2020年12月、ウイングス京都で行われた、京都市文化市民局共生社会推進室主催「令和2年度企業向け人権啓発講座」当日の講演内容を加筆修正されたものです。

(やまもと たかのり)

静岡大学人文社会科学部 准教授)

# 近建ビル管理株式会社は 今年で設立50周年を迎えることができました

副理事長 朝田 華美

近建ビル管理株式会社は、1968年6月株式会社近畿建物「ビルサービス部」として発足、1971年7月6日に近建ビル管理株式会社として設立されました。おかげさまで今年設立50周年を無事迎えることができました。

設立時は、父、朝田勝三が社長、朝田隆専務の体制でスタート、その後、朝田隆社長体制、朝田善三社長体制となり、現在は私、朝田華美が4代目の社長として会社の指揮を執り今年で14年目を迎えます。歴代の社長の中で2番目となる在任期間となります。

この50年の間に、バブルの崩壊・制度改革・リーマンショック・大震災等の大きな社会情勢の変化や社内的にも変化があり厳しい状態もありましたが、全社一丸となってその難局を乗り越え、新しい事業の取り組みなどの事業拡大も行い、京都市域を中心に歩みつつ、皆様から着実にご支持を積み重ね、地元京都で一番となる規模の会社となることができました。

設立当初、初代社長である朝田勝三が常々申しておりました「京都で一番大きなビルメンテナンス会社となる」その思いが見事に達成されました。

これからも現状に甘えること無く、「絶えず一步前へ」の気持ちを持ち続け、社是である「信頼」を基に、お客様との「相互信頼」、

当社で働いていただいている方々、ご協力会社との「相互信頼」、地域社会における「相互信頼」を築くことを変わらぬ経営理念としてまいります。そして、代々語られているビルメンテナンス業界の更なる地位の向上を目指します。

また、この50周年を節目として、「社員一人ひとりが自らを誇れるよう」取り組みを積極的に進め、お客さまや従業員、そして地域からも愛される会社となるよう日々精進を重ね、当社が100年企業となることを目指すと共に朝田教育財団の活動、社会に貢献する有為な人材育成の活動を一層支援していきます。

(近建ビル管理株式会社 代表取締役社長)



## 保護司の活動を通して

評議員 梶村 健二

### 保護観察対象者とのかわり

「先生、今日はそこのお饅頭屋さんでこれ買ってきたのでまず食べませんか。」というので泉涌寺道の和菓子屋の桜餅と花見団子と一緒によばれました。この日が彼女の保護観察の最終日でこれで仮釈放期間が終了しました。

彼女は覚醒剤取締法違反で逮捕されて複数回服役しました。今回は私が担当保護司となり刑期終了2か月ほど前に仮釈放となりました。その後ほぼ毎週面接をすることになり、その間に徐々に本音の話ができるようになってきました。保護観察終了時点では、その後の住居や仕事のことは方向が明確になりました。これからは基本的に自分で自分のことを決めて生きていくこととなります。罪を犯したことで刑期が終了したとしても、地域社会の一員として暮らしていくことはなかなか困難なことも多くありますが、周りの方々のその人への寄り添う気持ちが彼女らを支えているのではないかと思います。

薬物乱用は依存症という病気です。個人の心の弱さや人間性の問題ではないのです。薬物乱用は「絶対ダメ」ですが、その人はダメな人間ではないのです。もちろん覚醒剤等の薬物は法律で使用が禁止されており、違反すれば犯罪になります。しかし、刑罰だけで依存症を止めることはできません。医療機関や薬物依存者の自助グループのような周りで支える存在がとても大きいのです。

### 保護司とは

私は現在保護司をしており今年で15年になります。保護司について「名前ぐらい知っているけれど、何しているの」という方が多いのではないのでしょうか。犯罪件数は減少傾向にあるものの依然として多くの犯罪が起こっ

ており、犯罪をした人は裁判の結果、刑務所で罪を償うなどしてほとんどの人が再び社会に戻ってきます。つまり地域社会の一員として暮らすことになるのです。誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を望んでいます。そのためにも犯罪や非行のない社会づくりが求められていますし、犯罪等をした人が更生して地域社会の一員として生きていくことが大事になってきます。私たち保護司は犯罪等をした人の立ち直りを支援し社会の一員として歩みだせるよう援助するとともに、社会から犯罪や非行をなくす取組を住民の皆さんと一緒に進めています。

保護司は犯罪等をした人の更生保護を担う民間ボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、全国で約48,000人、京都市内には約500人います。

主な活動には、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動の3つがあります。保護観察では、月に2～3回程度保護司の自宅や対象者の家庭で面接し、自らの犯罪や非行を反省するよう指導するほか、就労の援助や本人の悩みに対する相談等を行っています。そして犯罪等をした人がスムーズに社会生活に適應できるように支援しています。生活環境の調整では、刑務所や少年院から釈放されたときに更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の引受人との話し合いなどをして、必要な受入態勢を整えるなどの活動を行っています。犯罪予防活動では犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、「社会を明るくする運動」など様々な犯罪予防活動を実施しています。地方公共団体や学校、警察等と連携して、講演会などを開催し更生保護の啓発活動を行っています。

保護司としてはこのような活動を通してその人の更生を共に歩む同志の気持ちで携わっています。子供と一緒に面接に来ていた対象者が保護観察終了後その子連れてダンパー車でやってきて「その節はお世話になりました」といわれたという体験の保護司もいま

す。また、保護観察対象者だった少年が何年かたって、結婚して子どもができましたと報告に来てくれ頑張っている姿を見せてもらったという人もいます。保護司としての喜びを感じる時です。

## 更生保護の起こり

我が国の更生保護の歴史は、明治以前にまでさかのぼります。江戸時代に幕府の火付け盗賊改め方長谷川平蔵の進言により、寛政2(1790)年「人足寄場」が江戸石川島に設けられ、無宿人や犯罪者を保護し、職業補導等を行い釈放時は必要な耕地や店舗を与えて生業に就かせたとされています。近代的な更生保護の源流は、明治21年に設立された「静岡県出獄人保護会社」にあります。その設立者は天竜川の治水事業などを行った金原明善と静岡監獄の副天獄(副所長)の川村矯一郎です。当時、監獄から改心して出所したものの、頼る者もないため再び罪を犯すことを避けて自ら命を絶った人がいたことから、このような事業を始めたのでした。釈放者の宿泊や就職の斡旋とともに、県下全域に1,700人の保護委員を配置して釈放者を保護しました。これが現在の更生保護施設と保護司制度の先駆けといわれています。

## 京都市再犯防止推進計画の

### 策定に参画して

犯罪の減少の一方、再犯が増えていることが全国的に大きな課題となっており、国あげて再犯防止に取り組んでいます。

京都市でも昨年1月から会議を設置して計画策定に向けて関係者の意見を聞くことになりました。私は京都市保護司会連絡協議会を代表してこの会議に参加させていただきました。対面会議だけでなくオンライン会議も含めて充実した協議がなされ、パブリックコメントでの意見も含めて今年3月に再犯防止推進計画が策定されました。保護司の事前アンケートで出された対象者への支援ネットワー

クなども反映されています。また「再犯防止×京都の文化力」という京都市ならではの取組の柱もあり、新年度予算でも非常に厳しい財政状況の中で更生支援相談員の新設等の新規予算がつけられました。

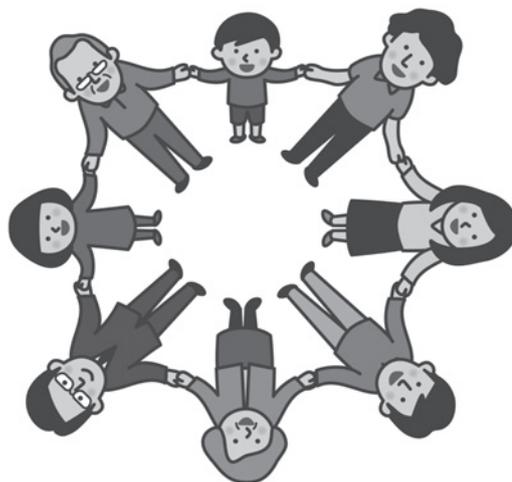
## 京都コンGRESS

今年3月京都市で京都コンGRESSが開催されました。5年に1回世界で開催される国連刑事司法関係者の国際的な会議で、昨年4月開催予定がコロナの影響で今年に延期になりました。保護司会でも展示ブースを開設してビデオや資料で日本の保護司制度を紹介しました。また会議の一環として世界保護司会議も開催され外国の方からも日本の保護司に大きな関心が寄せられました。

## 様々な地域活動で地域のきずなを

こうした保護司の活動をはじめ様々な地域活動を通してより一層住みよい地域づくりが推進され、だれ一人取り残さない社会の実現につながっていくことを願っています。

(京都市保護司会連絡協議会 前副会長)



## 奨学生の近況 2021年度 前期

### 春から京都で、教員として活動

N.K

早いもので卒業、就職をしてからあっという間に2か月が過ぎてしまいました。まだまだ仕事に余裕がある状況ではありませんが、徐々に新しい生活にも慣れ、少しだけ心にゆとりが生まれてきたので、近況をご報告させていただきます。

現在、私は京都市立の中学校で育成学級の担任をさせていただいており、教育現場で働くことのやりがいや、総合育成支援教育の難しさを感じているところです。育成学級の担任を持つと決まったときは、生徒たちとどのように関わったら良いのか想像ができず大きな不安を抱いていました。しかし、朝田教育財団で「大きくも小さくも人は成長していく」というアドバイスをいただいたことを思い出し、現在は「生徒たちがどうやったら少しでも前進できるのか」を考えながら毎日を過ごしています。幸いに先輩教員の方たちにも親身に関わっていただき、様々なアドバイスをいただきながら、仕事にやりがいをもって毎日を過ごしています。

私が社会人1年目からこんなにも素晴らしい経験を送れているのは、朝田教育財団のお力添えのおかげと改めて感謝しております。2022年度の教員採用試験も直前に控え、まずは正教員になることを目標としてがんばっています。地元の兵庫県姫路市から京都に出てきて、朝田教育財団の奨学生になり、様々な

ことを学ばせていただきました。しかし私はまだまだ未熟で、これからももっと成長していかないといけないし、朝田教育財団に何か返していきたいと思っています。そのためにもこれからも職場や自宅、あるいは学習会で学び続け、しっかりと前進していきたいと思っています。教員として、社会人として、朝田教育財団の奨学生として自覚をもって精進してまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

(大学 社会学部 現代社会学科卒業)

### 大学院に進みました

A.R

昨年、大学理工学部を卒業し、その後、同大学大学院に入学しました。学部、学科は以前と同じ理工学部機械システム工学科で、研究室も以前と同じ所に所属しました。研究内容は、大学生のときには「オープン型の冷蔵ショーケース」について研究を行っていました。この研究については、企業さんとの共同研究で、昨年度の結果が十分な結果だったので、今年度からは冷蔵ショーケースではなく「冷凍ショーケース」の研究を行うことになりました。また、昨年度は「オープン型」だったのに対して、今年度からは「クローズド型」のショーケースの研究を行っています。クローズド型のショーケースを扱うことによって、扉の開閉によって庫内の冷気が外に漏れ

るという新しい問題を解決する必要が出てきました。これを二年間かけてパソコンのソフトを使ってモデリングをし、より効率のいい冷凍庫を定量的に説明することが目標です。

また、大学院に入学し、内容が格段難しくなった授業も始まり新生活が始まりました。4月当初は、対面で授業が行われていましたが、緊急事態宣言が発表され、大学のコロナ対策レベルが上がったことにより、またオンライン授業になりました。一か月程度、対面で授業を受けて感じたのは、やはり対面の方が内容も理解しやすく質問しやすいということです。授業は週に三回あるのですが、大学生のときからより専門的な授業になっていて、自宅学習もしていかないと理解できないので、勉学に励む二年間になりそうです。

現在は、就職活動と資格の勉強をメインでしています。就職活動では、主にインターンシップや自己分析などをしています。夏までに将来就きたい職業だけでなく、どんな研究をしていくのかも決めたいと思います。

大学生のときよりも大変になると思うのですが、より良い成果が出せる様に一生懸命頑張っていきたいと思います。

(大学院 理工学部

機械システム工学科 修士1回生)

## 臨床検査技師 資格試験を目指して

Z.S

4年生になり5月の中旬から6月末まで病院実習に行った。現場で「臨床検査技師」の仕事を見学し直接説明してもらう機会は、こ

の実習しかないため大変有意義な時間となった。以前は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令の影響で、実験が行えず理解が追いついていなかった内容が多数存在したが、今回の実習で理解が深まった。病院実習では生理検査、輸血・免疫検査、細菌検査、病理検査、化学検査、血液・一般検査の6つの検査室を1週間ずつ周った。検査室ごとに手作業で行う用手法の体験や術中迅速検査の見学、ルーチン業務の見学、体験が出来た。現場の検査を知ることで座学で身につけた知識の確認になった。

病院実習後は大学が開いているため、模試に向けての自習や模試解説講義、研究室の研究を一部進めている。ホルター心電図を1日つけたままで過ごし、就寝前と起床直後の唾液を採取し、パルスオキシメーターとポータブル脳波計を装着し睡眠し、ストレスと睡眠の関係を見るといった研究を行なっている。また、この検査を行う前には必ず2種類のアンケートに答えてもらっている。このアンケート結果と各種測定結果をもとに解析を行う。この研究は多くの人の協力で成り立つ。そのほかに、臨床検査技師 国家試験に必要な範囲の追加講義や英語の論文の一部を訳す課題がある。

就職活動は夏の間病院を一つは受けようと考えているが、基本的には国家試験の勉強が最優先のため秋で決まらなかった場合は就活を一旦停止し、国家試験後の春に再開する予定だ。

(大学 バイオサイエンス学部4年生)

2020年11月6日

## 第38回同和教育研修会 終了後の質疑

昨年秋の第38回同和教育研修会で、時間の関係上参加者からご質問があれば、郵送でも受け付けますとのアナウンスをさせていただいたところ、当財団の吉田善太郎評議員から質問が寄せられました。平井齊己講師の回答も含め、講演報告集に掲載できませんでしたので、紙上にて紹介させていただきます。

### 吉田善太郎評議員からの質問

「平井齊己先生ありがとうございました。今日におけるインターネット上の差別は恐ろしいほどに深くかつ広範に瞬く間に広がる現実がよくわかりました。しかも確信犯としての行動にはある種の怖さを感じました。

しかし先生の示された4つの取り組みが、そうした差別の拡大を防ぐ有効な手段であり、私たち自らが実践していかなければならない、ということを実感しました。

一方で、参加者からの意見で「絶望的な感さえある」ということがありましたが、同様の感じも同時に持ちました。確信犯に対する抵抗が何か「モグラ叩き」的に思えて悲しくもなりました。

抵抗への有効なサイト紹介を早くにお願いしたいと思います。

また、差別の根本的な解決に向けて、朝田善之助委員長は、差別が生まれるのは人間関係からではなしに、生産関係、所有関係、生産過程を通じて写し出される社会関係にある、とされています。

地名を暴かれることによって不利益を感じる、或いは直接的に被害を受けるという現実

が未だに存在すること自体が差別であり、アウトテイングそのものを意味なくさせるためにも、環境改善を始めとして部落の、部落民の置かれている社会的な位置付けの向上を目指す取り組みが必要かと思えます。

例えば、不動産取得に関して、部落に対する忌避意識が強い、という現実（課題）の解決に向けて具体的な要求活動を展開するなど、如何でしょうか？

そのためにも、行政に頼ることなく、部落解放同盟自身の力によって、全国の生活実態調査を組織するということも考えられるのではないのでしょうか？

行政が実態調査を行わないならば、我々自身の力で差別の実態を明らかにして行政に突きつけ、その責任を問う。行政が、そうした実態に対して「それは違う」というのであれば、行政に調査を実施させる。そういう方法もあるのではないのでしょうか？ 私たちが運動を始めた当初は、そういう形で行政に要求を上げていった経験があります。ある意味で「原点に戻る」取り組みかとも思えます。

先生のご意見をお聞かせください。

2020年11月17日

### 平井齊己講師の回答

財団評議員 吉田善太郎さまへの回答

(箇条書きで申し訳ありません)

現在、インターネットでの差別や人権侵害について、法的な根拠がないので、書き込みや動画などの削除がおこなわれていない。

一方で、昨年10月ごろ丹波篠山市の訴訟が話題となっている。被差別部落を撮影した動画が昨年9月ごろに投稿されたことをうけ、市長が「差別は許さない」という姿勢を表明。

地元自治会と市が動画の削除を求めて裁判所へ仮処分の申請をおこなった。結果、今年の1月に動画は削除された。

部落差別動画が削除されたことは大きな一歩だが、被害者側の負担は大きいままだ。根本的にサイト運営者に対して「部落差別は許されない」という判断ができる法律が必要。

立法事実を積み上げるために、インターネット上の差別のモニタリング調査や、それに基づいた法務省や行政への通報など、地道な行動も大事。

そういった意味では、現在の有効なサイトは、法務省のインターネット相談窓口。

部落差別解消推進法では、調査を行うことが定められており、昨年調査結果が発表された。

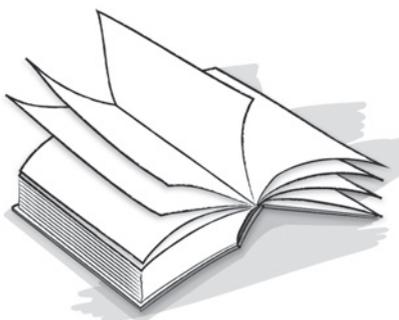
地域の実態がわからなければ、どのように施策を進めたらいいのか、わからないので、地域の実態調査は不可欠。

しかし、「新たな差別をうまないよう」との附帯決議を誤解し、被差別部落そのものの調査は行わないこととなっている。

指摘のとおり、実態調査は必要。

高齢化社会のなかで部落は、他地域よりも深刻との調査もある。

なお、部落解放同盟京都府連女性部が部落の女性の実態（10年ほど前）として、実態調査を行うなど地道な活動が実を結ぶよう、取り組みを進める必要がある。」



頁・段	行	誤	正
一九・下	一	下記二行を挿入	上記二行を削除
七・上	一	下記二行を挿入	難しいですよね、差別というのは。そして、示現社との、裁判で大きな争点となっているのが、ア
五・上	一	ては、十六年三月に、中央本部の西島書記長が、これ、「示現社（じげんしゃ）つて読むのですけれども、宮部龍彦代表と直接	というように思っています。ただ、残念な事件がありましたけれども、崇仁の方は、「まちづ

## 第24回（2021年度 第1回） 理事会報告

去る2021年6月19日（土）に第24回理事会が「朝田善之助記念館」において開催され、次の議案が審議、承認された。

1. 奨学事業については、（1）奨学金が3名の奨学生に貸与され、そのうち2名が本年度卒業になること。また貸与奨学生から今年度、8,618,000円の返還があったこと。並びに新型コロナ禍の状況の中、3名の返還猶予を行っていること。（2）奨学生の修学支援として開催している年3回の「奨学生の集い・学習会」は、1度しか開催できず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止や奨学生各自からの課題レポートの提出となったこと。
2. 研修・啓発・研究事業および資料の収集・整備・公開事業については、（1）朝田善之助記念第38回同和研修会が、2020年11月6日（金）に、講師平井齊己（評議員）氏による「インターネットによる今日的課題」というテーマで講演いただいたこと。参加者は約80名で、参加者には講演録を無料で送付したこと。（詳細は既報）（2）事業の広報では、ホームページを開設し、事業の広報、部落問題解決の啓発などのため、情報を逐次更新し、その運営を管理していることや『朝田教育財団だより』の年二回の発行によって、奨学事業の広報とともに、同和教育研修会の報告、研究者や教育者による寄稿文、調査・研究などを掲載する広報誌を兼用していること。（3）資料の収集・整備・公開事業では、資料目録カード情報のデータベース化して、「朝田善之助記念館」（図書館）で公開していること。整備できた資料点数は、2021年3月時点で、約7万点に達したこと。全国各地からの見学者が約30名（研修会参加者を除く）であったこと。
3. これら事業を実施するための収支決算報告と会計監査報告。
4. 2021年度奨学生の新規採用及び奨学金の貸与額については、新型コロナウイルス等の状況を考慮し、公募期間を定めず応募があれば採用の審査を行うこと。また、奨学金貸与額については月額5万円又は月額8万円として、公募奨学生の人数を2名とすること。
5. 2022年度以降の貸与奨学金の一部免除制度導入については、奨学金規程第20条（奨学金の返還免除）第2項「奨学生または奨学生であった者が、評議員会において特に功績があると認められたとき、奨学金の全部または一部の返還を免除する。」を「奨学生または奨学生であった者が、別表に定める基準を満たしたときは、別表に示す貸与奨学金の一部を免除する。」とする規程改正を行う。（別表は本号別掲）  
今回改定の提案理由は、①高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与制奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安から学生支援機構の奨学金貸与との併用に躊躇する応募者も多く、当財団の公益事業目的である奨学金事業の展望を充実する必要がある。②現在、返還中の奨学生は40名を超

え、貸与奨学金も約7,000万円となる中で、奨学金の一部を返還免除とする制度を導入し、返済負担を軽減することで、応募者を確保したい。③返還免除に当たっては、就学・学習意欲を高め、資格取得等による就労へと結びつくような免除規定とし、有為な人材育成を促進したいとの趣旨。

この改正により、全ての減免基準が適用されれば、月額貸与奨学金から最大月4万円の減免となる。

6. 第18回定時評議員会の招集については、2021年7月10日(土)にKKRくに荘で開催することとし、上記議案以外に、理事・監事・評議員の任期満了に伴い、役員候補者推薦委員会から推薦された候補者選考を行うこと。

7. 朝田善之助記念第39回同和教育研修会については、大阪市、京都市、兵庫県たつの市の同和地区生活実態調査結果にもとづく研修会を、新型コロナウイルスの情勢を考慮し秋の開催予定とすること。

## 第18回(2021年度 定時) 評議員会

第18回定時評議員会が、7月10日(土)、上京区「KKRくに荘」にて予定通り開催され、互選により選出された平井齊己評議員が議長となって、理事会で決議された議案及び役員改選について審議し、決議された。

1. 議決された議案は、「2020年度事業報告」「2020年度収支決算」「2022年度以降の貸与奨学金の一部免除制度導入」
2. 2021年度以降の役員改正については、『役員等候補者推薦委員会規程』にもとづいて、

作成された役員等候補者名簿にそって、推薦委員より推薦理由が説明され、候補者ごとに審議した結果、以下の役員が、選出された。(敬称は省略します)

### (1) 理事(8名全員重任)

水田 雅博・朝田 華美  
井本 武美・森本 弘義  
竹口 等・小山 逸夫  
笹原 義廣・山崎 孝

### (2) 監事(2名全員重任)

奥谷 壽章・国府 泰道

### (3) 評議員(以下7名重任)

森田 恒雄・梶村 健二  
小泉 正樹・吉田善太郎  
榎村 博純・山本 崇記  
平井 齊己

### (以下7名新任)

池田 正治・三川 讓二  
中村 啓子・走井 徳彦  
東村 昌樹・井本 綾美  
塩田 美晴

### (4) 顧問(重任)

松井珍男子

## 第25回(2021年度 第2回)

### 理事会報告

上記定時評議員会直後に開催された理事会にて、継続して水田雅博が理事長に、朝田華美が副理事長に選出された。理事長から、井本武美が朝田善之助記念館長に、竹口等が財団事務局長に任命されるとともに、理事の役割任務が提案され確認された。

## 京都市立芸術大学、 銅駝美術工芸高校 起工式 行われる

理事 森本 弘義

京都市下京区崇仁地域での市立芸大、銅駝高校の建設工事は、本年4月からC地区（河原町塩小路南西 下之町西部住宅跡地）、7月からA地区（元崇仁小学校跡地）、B地区（元崇仁保育所跡地）の工事が始まっています。

工事は、2023年1月～8月まで行われ、銅駝高校は2023年4月移転開校、市立芸大は同年9月に移転開校する予定です。

建物はC地区、B地区に大学、A地区に大学と高校の一部校舎が建ちます。大学は地上7階地下1階建てで、音楽ホール兼講堂や図書館、ギャラリーなどを配置し、高校は鴨川沿いに地上4階建てとなります。

去る7月11日(日)、「京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備事業」起工式が元崇仁小学校体育館で行われました。開会に先立って、京都市立芸術大学学生によるサクソフォン四重奏が演奏されました。

門川大作京都市長が式辞を述べました。「市会、下京区、崇仁学区はじめ、京都の経済界、大学・教育関係者、設計施工工事関係者の皆様、両校の発展に今日までご尽力・ご協力いただいている全ての皆さんに敬意と感謝申し上げます。



京都市立芸大から京都駅東部エリア・崇仁地域への移転のご要望がありました。これを受け、地域の皆さん、大学・高校の関係者、芸術・まちづくり関係者等と移転後の京都芸大、美術工芸高の未来像を共有。移転整備基本構想、基本計画として発展させ、市会でも議論を重ねていただきました。

そして迎えた本日の起工式。皆さんの熱い思いと希望にあふれる設計から、いよいよ2年後の完成へです。

本市は今、コロナ禍と財政危機の2つの危機に直面しています。この事業は、危機の中でも未来を展望し、輝かしい京都のまちを次世代につなぐ取り組みとせねばなりません。文化庁全面移転と併せ、文化を基軸としたまちづくりを進めてまいります。」

その後来賓を代表して、田中明秀京都市会議長が祝辞を述べました。

また、乾久美子建築設計事務所代表が、「設計趣旨説明」を行いました。

最後に、赤松玉女京都市立芸術大学学長、名和野新吾京都市立銅駝美術工芸高等学校校長が学校代表の挨拶を行いました。赤松学長は、「テラスのように風通し良く、大学の内と外の人が交流し寛容な大学を目指す」と述べました。

朝田教育財団からは、竹口等理事、池田正治評議員、森本弘義理事が、地元崇仁自治連合会三役として参加しました。

## 朝田教育財団 奨学生 2022年度 募集要領

募集対象	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円） 2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
応募資格	部落出身者または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人高等専門学校 4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、 高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または 合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式） これらのうち「奨学生願書」「推薦書」の用紙は朝田教育財団までご請求ください。 <参考図書> 『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	<b>2022年4月末</b> なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（2022年5月）
採用通知	<b>2022年6月（予定）</b>

- ・2021年度 年度途中からの応募を受け付けています。  
詳しくは財団事務局にお問い合わせ下さい。

2022年4月より

## 奨学金の一部返還免除制度の実施

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年を迎えました。2022年には、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年を迎えます。また、2022年は全国水平社創立100周年の記念すべき年でもあります。

朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施いたします。その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を導入いたします。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、一部給付制を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

## 奨学金免除基準と免除額

### 1 5段階制

#### GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

- ①各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。
- ②GPAが、2.3に満たなかった学年成績があったとしても、4年間の総合評価で2.3

以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることとなります。

## 2 資格取得等による一部免除

### (1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

### (2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

### (3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

### (4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

## 3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address [office@asada.or.jp](mailto:office@asada.or.jp)

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789